

石狩商工会議所報



YAKUDO

躍動

2015 APRIL No.33 石狩商工会議所報 跳躍

編集・発行/石狩商工会議所

4

2015 APRIL No.33

石狩商工会議所報

躍動

第33号



企業が自らの力で事業発展に邁進できるよう、 製品開発から販路開拓まで幅広くサポート

平成27年度事業計画

ては次に掲げる事業を行う。

基本方針

平成二六年の国内経済は、過度な円安傾向により輸入原材料が高騰し、中小製造・建設業の利益を圧迫したほか、消費増税後の売上反動減が予想に反して長期化し、小売・サービス業の業績も振るわないとなった。当初の思惑では、アベノミクス第三の矢である成長戦略が功を奏して、その波及効果が地方の中小零細企業にも及ぶはずであったが、実際にはそうはならず、道内景気においては依然として減速感が強い。

政府では、平成二六年度の補正予算において緊急経済対策を打ち出すなど、景気浮揚に一定の期待感を抱かせているものの、これらの政策はいずれもカンフル剤的な要素が強く、企業の持続的発展のためには、やはり企業自らによる経営革新と、これをサポートする地道な経営支援が不可欠である。

こうした状況を踏まえ、石狩商工会議所では昨年施行された「小規模企業振興基本法」及び「商工会・商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、企業の伴走者としてきめ細かな経営支援を行うとともに、会員企業が自らの力で事業の発展に邁進できるよう、財務の安定化から製品開発、販路開拓に至るまで幅広くサポートするべく、事業を展開する。

以上を基本方針として、平成二七年度においては次に掲げる事業を行う。

重点項目

I 産業基盤の整備促進へ向けた取り組み

一・提言・要望活動の強化

今のことろ、現政権による経済政策は、全体の経済指標を好転させてはいるものの、地方の中小零細企業の置かれた厳しい状況に変化は見られない。当会議所としては、係る状況の改善を図り、小規模事業者が円滑に事業を行えるよう、税制の改正や各種振興・補助事業・インフラ整備等について、会員をはじめとする地元企業の意見を集約し、日本商工会議所等関係機関と連携しながら、国や自治体に対し提言・要望活動を実施する。

- (1) 産業及び経済政策に関する意見の表明
- (2) 地域社会の問題に対する意見の表明
- (3) 社会資本整備の推進
- (4) 公共投資拡大に関する要望
- (5) 商工振興懇談会の開催

二・石狩湾新港地域の開発促進

地域経済が依然として停滞している中、石狩湾新港のコンテナ取扱量は四年連続で過去最高を記録しており、道央地域における流通拠点と

CONTENTS

平成二七年度事業計画

特集

- ・小規模企業振興のための基本法
- ・小規模事業者持続化補助金の概要
- ・プレミアム付商品券事業

TOPICS

・平成二六年度の主な事業活動報告

INFORMATION

- ・石狩商工会議所検定試験施行期日等
- ・広報いしかり広告掲載のご案内
- ・石狩市中小企業特別融資貸付金補助金
- ・パートタイム労働法が変わります
- ・労災保険料率が変わります

YAKUDO

躍動

2015 APRIL No.33 石狩商工会議所報 跳躍
編集・発行/石狩商工会議所

【表紙】 石狩市を象徴する花ハマナスは、6月下旬から7月上旬にかけて、石狩灯台より約1,500メートルに及ぶ砂地に広がる「はまなすの丘公園」で咲き乱れ絶景が広がります。

しての重要性は益々高まっている。また、北海道電力株によるLNG火力発電所の建設が始まり、大規模風力発電施設の建設も予定され、エネルギー供給拠点としての機能も強化され、大規模な投資が相次いでいる。こうしたことから、当会議所では同地域の発展が石狩市経済の浮沈を左右するものと認識し、その機能を最大限發揮するためのインフラ整備を国や道へ要望するとともに、地域振興の観点から、同地域への投資が地場企業へ還流するよう機関へ働きかける。

(1)企業誘致促進及び立地企業への操業支援活動

(2)港湾施設、道路網等の整備促進活動

(3)道のバックアップ拠点整備構想実現への協力活動

(4)LNG火力発電所立地に伴う地域振興対策

(5)石狩湾新港地域の活性化事業の促進

(6)新港の活用による貿易・経済の拡大

II 地域経済振興・活性化へ向けた取り組み

二・活力ある地域産業の展開

(1)いしかりPR事業

「WEBSITE」の機能を商工会議所WEBサイトに統合し、会員企業が取り扱う製品・サービス・イベント情報等について、より効果的に広く市内外に発信する。また、様々な媒体の活用やイベントへの参加を通じ、「石狩ブランド」のPRに務める。

(2)建設関連支援事業

地元建設関連企業のPRと民間工事受注の増加を狙い、会員企業によるリフォーム展示・相談会を開催する。

(3)産業まつり事業

「石狩まるごとフェスタ」に運営主体の一員として参画し、農商工連携事業を推進するとともに、地場産品・地場産材を市内のみならず近隣都市の消費者へアピールし、地域の賑わいづくりに貢献する。

(4)新商品・新技術開発支援事業

企業の行う新商品・新技術開発及び販路開拓に関する調査研究等に対して経費の一部を助成し、その取り組みを支援する。

(5)石狩ものづくりネットワーク事業

製造業を中心とした地場企業の販路拡大と事業提携を促進するため企業間のネットワークづくりを推進する。

三・総合振興事業

(1)法定台帳整備

商工会議所法に則り、法定台帳の整備により市内商工業者の実態把握に努めるとともに、得られた情報を基に特定商工業者名簿を作成しごジネスマッチングに活用する。

(2)彭州市との姉妹都市提携周年記念事業への協力

平成二七年は中国彭州市との姉妹都市提携一五周年にあたり、石狩市では周年記念事業を予定している。当会議所においても、同市との経済交流を活発なものとするため、この事業に参画・協力する。

(1)巡回相談、指導の強化

企業が抱える諸課題を速やかに把握し、適切な支援策として、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）借り入れ事業者に対し、支払利息の一部

な指導を行うため、経営指導員による巡回相談・指導を強化する。

(2) 経営改善支援事業（個別診断、専門家派遣）の実施

中小企業を取り巻く環境が急速に変化しており、当会議所に対する相談内容も複雑化・深刻化していることから、当会議所の経営指導員のみならず、専門家の派遣や中小企業診断士による個別診断を実施して、経営環境の改善に寄与する。

(3) 経営力強化支援事業の実施

中小企業経営力強化支援法に基づき、経営分析や事業計画策定等に対する経営指導の強化を推進する。

(4) 各種融資制度の利用促進

道や市が運用する制度資金や、当会議所と金融機関による提携ローンの利用推進を図り、中小企業の資金調達を支援する。

(5) 法務・税務・労務に関する窓口相談事業の実施

① 所得税の確定申告時期に合わせ、中小零細事業者を対象とした決算及び確定申告に係る相談・指導の窓口を二月中旬より三月中旬までの期間、およそ一ヶ月間開設する。

② 企業経営にまつわる法令の制定・改正や労務に関する問題など、経営者が日頃抱える悩みを解決するため、専門の指導員による相談窓口を常時開設する。

(6) 消費税転嫁対策窓口事業の実施

昨年四月、消費税率が引き上げられ、企業間取引において立場の弱い中小零細企業は、税額上昇分の価格への転嫁に苦慮している。当会議所では、日本商工会議所などと連携しつつ、消費税率改訂に伴う適切な対応について相談指導を行っていくべく、特に相談窓口を開設する。

(7) 記帳機械化の推進

小規模事業者の事務負担軽減を図るため、記帳の電子化を推進し、振替伝票の入力及び帳簿の作成を代行する業務を実施する。

(8) 倒産の未然防止に関する相談、指導

取引企業の倒産により、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための相談・指導を実施し、また倒産防止共済の加入を推奨する。

(9) 講習会・講演会の開催

中小企業の経営改善に資する、経営者や従業員の資質向上を目的とした各種講習会・講演会を開催する。

二・人材育成及び労務対策事業の推進

後継者の育成や、従業員の資質向上に関する諸事業を通じ、企業の中長期的な発展に寄与する人材の育成を行う。

(1) 青年部・女性会の活動支援

青年部・女性会の行う自主的な活動を支援し、人格形成や次代の経営者として必要な知識や経験の獲得を促す。

(2) 労働保険事務組合の運営強化

労働保険に係る煩雑な事務を代行し、会員事務に関する問題など、経営者が日頃抱える悩みを解決するため、専門の指導員による相談窓口を開設する。

(3) 人材能力開発育成支援事業

経営者及び従業員の資質向上を図るため、公的機関等で開催される研修会等への参加費用を一部助成する。

(4) 福利厚生推進事業

会員企業が自社の従業員を対象に行う健康診断について、その費用の一部を助成するとともに、いしかり共済等の加入推進により、中小企

業における福利環境の充実を図る。

(5) 優良従業員表彰の実施

会員企業に勤務する永年勤続者の功労を称え、勤労意欲の向上を図ることを目的とした表彰事業を実施する。

(6) 各種検定試験の実施

ビジネスの現場で要求される知識やスキルを身につけた人材を育成するため、各種検定試験を実施する。（珠算・簿記・販売士）

三・会員サービスの充実と財政基盤の強化

一・各種共済制度の加入促進

中小企業の経営安定化に資する共済制度について、制度内容・効果等を積極的にPRし、加入を推進するとともに、手数料による安定的な財源の確保に努める。

二・会報・WEBサイトの活用による情報提供

当会議所が運営する各種媒体を活用し、会員企業に対し迅速な情報提供を行うとともに、会員企業や製品のPRに努める。

(1) 会報「躍動」冊子版（毎年四月発行）

(2) 会報「躍動」FAX版（原則毎月一日発行）

(3) 石狩商工会議所HPによる情報提供の強化

(4) 石狩市広報誌「広報いしかり」の活用（年五回）

三・会員交流事業の実施

会員企業相互の親睦を図るとともに、異業種間の交流によるビジネスチャンス拡大を目的とした会員交流会を開催する。

四・会館利用の促進	
当会議所が管理・運営する石狩商工会館について、研修・会議での利用等、貸室及び備品貸出業務を周知し、会館利用の促進を図る。	

V 組織体制と活動基盤の強化

一・部会・委員会活動の活性化

業種別部会を通じ、各業種における課題を抽出・改善していくための様々な事業を実施し、部会員の経営安定化に寄与する。また、商工会議所が抱える諸問題・重要事項に關し、委員会による調査研究活動を推進し、商工会議所運営の円滑化を図る。

- (1) 部会の研修、部会員交流事業の実施
- (2) 部会員の意見、要望等のとりまとめ
- (3) 委員会における地域商工業や商工会議所運営に係る重要事項の調査研究、諮問事項に対する具申
- (4) 役員・議員研修の実施

二・地区別協議会の開催

各地区毎における会員相互の交流を促進するとともに、会員から直接意見を聴取し、役員との意見交換を行う場として、地区別協議会を開催する。

三・会員増強運動の推進

商工会議所の組織力強化を図るため、組織強化特別委員会を中心に、会員及び役職員が一丸となって、新会員獲得運動を展開する。

平成27年度 一般会計・特別会計（合算）収支予算

収入の部

	科 目	一般会計	相談所 特別会計	会館運営 特別会計	共済事業 特別会計	労働保険 特別会計	合計	(単位：千円)	
								H26予算額	対比増減
1	会費	27,110	0	0	0	0	27,110	27,280	△170
2	特定商工業者負担金	1,720	0	0	0	0	1,720	1,740	△20
3	加入金	175	0	0	0	0	175	180	△5
4	交付金	16,656	47,353	0	0	800	64,809	64,903	△94
5	事業賦課金	3,068	0	0	0	0	3,068	2,999	69
6	手数料	1,806	0	0	280	0	2,086	2,083	3
7	運営収入	0	0	3,664	5,465	0	9,129	9,221	△92
8	指導収入	0	100	0	0	1,300	1,400	1,580	△180
9	検定料	256	0	0	0	0	256	370	△114
10	受託料	1,739	0	0	0	0	1,739	1,755	△16
11	貸室収入	0	0	4,200	0	0	4,200	4,149	51
12	雑収入	989	1	79	1	1	1,071	1,144	△73
13	前期繰越金	1,127	0	0	0	0	1,127	1,500	△373
14	繰入金*	0	7,242	1,073	309	1,316	9,940	8,559	1,381
15	建物修繕引当金戻入収入	5,000	0	0	0	0	5,000	0	5,000
	合 計	59,646	54,696	9,016	6,055	3,417	122,890	118,904	3,986

支出の部

	科 目	一般会計	相談所 特別会計	会館運営 特別会計	共済事業 特別会計	労働保険 特別会計	合計	H26予算額	対比増減
1	会員振興事業費	1,470	0	0	0	0	1,470	1,467	3
2	地域活力支援事業費	1,400	0	0	0	0	1,400	1,500	△100
3	活力ある地域産業の展開事業費	4,911	0	0	0	0	4,911	5,270	△359
4	総合振興事業費	8,007	0	0	0	0	8,007	7,961	46
5	その他事業費	0	0	0	750	0	750	750	0
6	職員設置費	21,348	50,952	0	4,725	3,077	80,102	80,067	35
7	旅費交通費	200	0	0	50	30	280	230	50
8	事務費	2,330	0	220	530	260	3,340	3,495	△155
9	会議費	620	0	0	0	5	625	625	0
10	涉外費	520	0	0	0	0	520	520	0
11	公課分担金	2,734	0	1,250	0	45	4,029	4,094	△65
12	雑費	10	0	5	0	0	15	15	0
13	指導事業費	0	3,744	0	0	0	3,744	2,804	940
14	会館維持費	0	0	4,165	0	0	4,165	3,675	490
15	切手等購入費	0	0	3,376	0	0	3,376	3,700	△324
16	繰出金*	9,940	0	0	0	0	9,940	8,559	1,381
17	会館修繕工事費	5,000	0	0	0	0	5,000	454	4,546
18	引当金繰入	0	0	0	0	0	0	1,000	△1,000
19	予備費	1,156	0	0	0	0	1,156	1,277	△121
	合 計	59,646	54,696	9,016	6,055	3,417	122,890	118,904	3,986

*繰入金および繰出金は、会計間の内部処理のため合計額に含まれません。

*退職給与資金特別会計を除く

小規模企業振興のための 基本法が成立

「小規模基本法」、「小規模基本計画」ができました！～今後的小規模企業支援の動き～

昨年六月二〇日に「小規模企業振興基本法（以下、小規模基本法）」が成立、同法に基づき、一〇月三日、「小規模企業振興基本計画（以下、小規模基本計画）」が閣議決定されました。

小規模基本法は、昭和三八年に「中小企業基本法」が成立して以来五一年ぶり、経済産業省にとって戦後二本目となる基本法であり、今後長期にわたり施策策定の重要な指針となります。また、小規模基本計画は、小規模基本法に定められた小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されたものです。小規模基本法と小規模基本計画の概要につきましてご説明します。

I. 小規模基本法とは？

小規模事業者は、中小企業の約九割を占めており、日本経済の土台となる重要な存在ですが、近年の人口減少、高齢化、グローバル化による海外との競争激化、経済の構造的変化など課題の複雑化に直面しています。

小規模企業振興についての「基本原則」が定められました。

『ポイント一』

小規模企業振興についての「基本原則」が定められました。



II. 小規模基本計画とは？

小規模事業者の振興についての基本原則として、中小企業基本法における「成長発展」という理念に加え、地域で雇用を維持するといった「事業の持続的発展」という理念が位置づけられました。

また、個人事業者をはじめとする従業員が五人以下の事業者を「小企業者」とし、その円滑

かつ着実な事業運営について配慮する旨が定められました。

『ポイント二』

政府が「小規模基本計画」を策定することが定められました。

政策の継続性・一貫性を担保する仕組みを作ったため、小規模企業施策の体系を示す五年間の小規模基本計画を策定するとともに、小規模事業者の動向および同事業者の振興に関する講じた施策に関する報告を国会に提出することとされました。

『ポイント三』

「四つの基本的施策」が定められました。

小規模事業者の振興に関して国が実施すべき基本的施策として、以下の四つが定められました。

- ①需要を見据えた経営の促進
- ②新陳代謝の促進
- ③地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- ④地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

小規模事業者を中心据えた新たな施策の体系を構築するために策定されました。ポイントは以下の三点です。

『ポイント四』

『ポイント五』

『ポイント六』

『ポイント七』

『ポイント八』

『ポイント九』

『ポイント十』

『ポイント十一』

『ポイント十二』

『ポイント十三』

『ポイント十四』

『ポイント十五』

『ポイント十六』

『ポイント十七』

『ポイント十八』

『ポイント十九』

『ポイント二十』

『ポイント二十一』

『ポイント二十二』

『ポイント二十三』

『ポイント二十四』

『ポイント二十五』

『ポイント二十六』

『ポイント二十七』

『ポイント二十八』

『ポイント二十九』

『ポイント三十』

『ポイント三十一』

『ポイント三十二』

『ポイント三十三』

『ポイント三十四』

『ポイント三十五』

『ポイント三十六』

『ポイント三十七』

『ポイント三十八』

『ポイント三十九』

『ポイント四十』

『ポイント四十一』

『ポイント四十二』

『ポイント四十三』

『ポイント四十四』

『ポイント四十五』

『ポイント四十六』

『ポイント四十七』

『ポイント四十八』

『ポイント四十九』

『ポイント五十』

『ポイント五十一』

『ポイント五十二』

『ポイント五十三』

『ポイント五十四』

『ポイント五十五』

『ポイント五十六』

『ポイント五十七』

『ポイント五十八』

『ポイント五十九』

『ポイント六十』

『ポイント六十一』

『ポイント六十二』

『ポイント六十三』

『ポイント六十四』

『ポイント六十五』

『ポイント六十六』

『ポイント六十七』

『ポイント六十八』

『ポイント六十九』

『ポイント七十』

『ポイント七十一』

『ポイント七十二』

『ポイント七十三』

『ポイント七十四』

『ポイント七十五』

『ポイント七十六』

『ポイント七十七』

『ポイント七十八』

『ポイント七十九』

『ポイント八十』

『ポイント八十一』

『ポイント八十二』

『ポイント八十三』

『ポイント八十四』

『ポイント八十五』

『ポイント八十六』

『ポイント八十七』

『ポイント八十八』

『ポイント八十九』

『ポイント九十』

『ポイント九十一』

『ポイント九十二』

『ポイント九十三』

『ポイント九十四』

『ポイント九十五』

『ポイント九十六』

『ポイント九十七』

『ポイント九十八』

『ポイント九十九』

『ポイント一百』

『ポイント一百一』

『ポイント一百二』

『ポイント一百三』

『ポイント一百四』

『ポイント一百五』

『ポイント一百六』

『ポイント一百七』

『ポイント一百八』

『ポイント一百九』

『ポイント一百十』

『ポイント一百十一』

『ポイント一百十二』

『ポイント一百十三』

『ポイント一百十四』

『ポイント一百十五』

『ポイント一百十六』

『ポイント一百十七』

『ポイント一百十八』

『ポイント一百十九』

『ポイント一百二十』

『ポイント一百二十一』

『ポイント一百二十二』

『ポイント一百二十三』

『ポイント一百二十四』

『ポイント一百二十五』

『ポイント一百二十六』

『ポイント一百二十七』

『ポイント一百二十八』

『ポイント一百二十九』

『ポイント一百三十』

『ポイント一百三十一』

『ポイント一百三十二』

『ポイント一百三十三』

『ポイント一百三十四』

『ポイント一百三十五』

『ポイント一百三十六』

『ポイント一百三十七』

『ポイント一百三十八』

『ポイント一百三十九』

『ポイント一百四十』

『ポイント一百四十一』

『ポイント一百四十二』

『ポイント一百四十三』

『ポイント一百四十四』

『ポイント一百四十五』

『ポイント一百四十六』

『ポイント一百四十七』

『ポイント一百四十八』

『ポイント一百四十九』

『ポイント一百五十』

『ポイント一百五十一』

『ポイント一百五十二』

『ポイント一百五十三』

『ポイント一百五十四』

『ポイント一百五十五』

『ポイント一百五十六』

『ポイント一百五十七』

『ポイント一百五十八』

『ポイント一百五十九』

『ポイント一百六十』

『ポイント一百五十一』

『ポイント一百五十二』

『ポイント一百五十三』

『ポイント一百五十四』

『ポイント一百五十五』

『ポイント一百五十六』

『ポイント一百五十七』

『ポイント一百五十八』

『ポイント一百五十九』

『ポイント一百六十』

『ポイント一百五十一』

『ポイント一百五十二』

『ポイント一百五十三』

『ポイント一百五十四』

『ポイント一百五十五』

『ポイント一百五十六』

『ポイント一百五十七』

『ポイント一百五十八』

『ポイント一百五十九』

『ポイント一百六十』

『ポイント一百五十一』

『ポイント一百五十二』

『ポイント一百五十三』

『ポイント一百五十四』

『ポイント一百五十五』

『ポイント一百五十六』

『ポイント一百五十七』

『ポイント一百五十八』

『ポイント一百五十九』

『ポイント一百六十』

『ポイント一百五十一』

『ポイント一百五十二』

『ポイント一百五十三』

『ポイント一百五十四』

『ポイント一百五十五』

『ポイント一百五十六』

『ポイント一百五十七』

『ポイント一百五十八』

『ポイント一百五十九』

『ポイント一百六十』

『ポイント一百五十一』

『ポイント一百五十二』

『ポイント一百五十三』

『ポイント一百五十四』

『ポイント一百五十五』

『ポイント一百五十六』

『ポイント一百五十七』

『ポイント一百五十八』

『ポイント一百五十九』

『ポイント一百六十』

『ポイント一百五十一』

『ポイント一百五十二』

『ポイント一百五十三』

『ポイント一百五十四』

『ポイント一百五十五』

『ポイント一百五十六』

『ポイント一百五十七』

『ポイント一百五十八』

『ポイント一百五十九』

『ポイント一百六十』

『ポイント一百五十一』

『ポイント一百五十二』

『ポイント一百五十三』

『ポイント一百五十四』

『ポイント一百五十五』

『ポイント一百五十六』

『ポイント一百五十七』

『ポイント一百五十八』

「重点施策」を実施していくとしています。

議所等支援機関の機能を十分に引き出せるよう、
それぞれ配慮する」とされております。

「四つの目標」と「10の重点施策」

【目標二】需要を見据えた経営の促進に係る重点施策

- (重点施策二) ビジネスプラン等に基づく経営の促進
- (重点施策二) 需要開拓に向けた支援
- (重点施策三) 新事業展開や高付加価値化の支援

【目標二】新陳代謝の促進に係る重点施策

- (重点施策四) 起業・創業支援

【目標三】地域経済の活性化に資する事業活動の推進に係る重点施策

- (重点施策五) 事業承継・円滑な事業廃止

【目標三】人材の確保・育成

- (重点施策六) 人材の確保・育成

【目標四】地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備に係る重点施策

- (重点施策七) 地域経済に波及効果のある事業の推進

【目標四】地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備に係る重点施策

- (重点施策八) 地域のコミュニティを支える事業の推進

- (重点施策九) 支援体制の整備
- (重点施策十) 手続きの簡素化・施策情報の提供
- とりわけ、「(重点施策九) 支援体制の整備」

には、「商工会議所等は、自らの強みである伴走型の支援の特色を生かして、小規模企業の目線に立ちつつ、きめ細かい支援を行うことが求められる」と記載されるとともに、「小規模企業振興において支援機関の果たす役割が重要であることから、国、都道府県、市区町村は、商工会

III. 今後の小規模企業支援の動き

中小企業庁は、小規模基本計画の実現に向け、

「平成二六年度補正予算」および「二七年度予算案」において小規模事業対策予算を大幅拡充するなど、施策の充実を図っています。

特に、昨年「小規模基本法」と同時に閣議決定された「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（以下、小規模支援法）」が、施行されました。

小規模支援法は、商工会・商工会議所による小規模事業者への経営支援の取組を強化することを始めとして、地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築を整備するものであり、商工会議所等がその中核的位置づけとなつています。

また、今後商工会議所等が小規模事業者に寄り添つて相談に応じる体制を整え、伴走支援を通じた事業計画の策定・実行支援や小規模事業者の販路開拓に対する予算等が拡充される予定です。

◆法改正の内容

法改正により、商工会議所等には、経営改善普及事業として従来から行っていた記帳・金融等の基礎的な経営支援に加えて、総力を挙げて小規模事業者を応援していくため、経営発達支援事業に取り組むことが求められています。

今後、商工会議所等は、この二つの法律に則り、地方公共団体・関係支援機関と認識を共有した上で連携し、小規模企業支援に努めていくこととされています。



小規模事業者持続化補助金の概要

■事業目的・概要

小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、地域経済の安定と地域住民の生活の向上・交流の促進に寄与する極めて重要な存在です。

本事業は、小規模事業者の持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

小規模事業者（注1）が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿つて販路開拓に取り組む費用の二／三が補助されます。

補助上限額：五〇万円（注2、注3、注4）

（注1）

小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が二〇人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に

属する事業を主たる事業として営む者については五人以下）の事業者です。

（注2）

補助対象経費七五万円の支出の場合、その二／三の五〇万円が補助されます。同様に、補助対象経費六〇万円の支出の場合は、その二／三の四〇万円が補助金額となります。また、補助対象経費九〇万円の支出の場合には、その二／三は六〇万円となります。補助する金額は、補助上限額である五〇万円となりますのでご注意願います。

（注3）

以下の場合は、補助上限額が一〇〇万円になります。

- ①雇用を増加させる取り組み
- ②従業員の待遇改善に取り組む事業者
- ③買い物弱者対策の取り組み

三・申請書提出先・問い合わせ先

詳しい内容や募集要項、申請書については、左記の日本商工会議所ホームページをご確認ください。

<http://h26.jizokukahojokin.info/>

■対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する「販路開拓等」のための事業

《対象となる取り組み例》

ア、広告宣伝（広告費）：新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

イ、集客力を高めるための店舗改装（外注費）：幅広い年代層の集客を図るための店舗の

ユニバーサルデザイン化

ウ、展示会・商談会への出展（展示会等出展費）：新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

エ、商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更（開発費）：新たな市場を狙つて商品パッ

ケージのデザインを一新

一・受付開始

平成二七年二月二七日（金）～

二・受付締切

締切日：平成二七年五月二七日（水）

【当日消印有効】

※石狩商工会議所 確認作業受付締切
五月一九日（火）

平成26年度の主な事業活動報告

平成26年度 要望活動

石狩商工会議所では、市内に立地する中小零細企業の改善発達と地域経済発展のため、毎年国や道、石狩市に対し、様々な要望・陳情活動を行っています。

平成26年度につきましては、6月28日に開催された第64回全道商工会議所大会において、石狩湾新港の整備促進や石狩～札幌間の交通アクセス向上、そして国道・道道や河川の整備など、地域経済活性化に向けた基盤整備を当市における要望事項として提出しており、その内容は北海道商工会議所連合会を通じて国や道、道内選出国會議員に伝達されました。

また、上記要望のうち、石狩湾新港の開発及び道道や河川の整備については、例年開催しております「産業活性化基盤整備懇話会」（平成27年2月4日開催）において、北海道建設部や石狩湾新港管理組合の幹部職員を招き意見交換を行っております。

石狩市所管の社会基盤整備や中小企業振興策等につきましては、5月から6月にかけて会員向けアンケート調査を実施のうえ、政策検討委員会において 1) 地域開発・社会資本整備 2) 地域経済の活性化・賑いづくり 3) 中小企業対策の3つを柱とした「商工業振興に関する要望書」としてとりまとめ、10月29日、三津橋会頭自ら田岡市長のもとを訪れ、これを提出しています。

当市は石狩湾新港地域を擁しており、地域経済活性化のためにも、港湾設備や周辺の道路整備など、社会資本の充実が急がれています。但し、これらは何れも大規模な投資を必要とすることから、一朝一夕で実現するとは考えにくく、機会を捉えて、様々なチャンネルを通じ粘り強く要望していくかなければなりません。

石狩商工会議所では、かねてより石狩湾新港地域開発連絡協議会（九者連）に参画しております、例年、協議会としての要望事項策定に関与しておりますが、平成

26年度につきましては、従来から要望している基盤整備のほか、グリーンデータセンターの設置や高温超電導直流送電実証実験への支援を求めるなど、同地域へ新たな機能を加え、その価値を高めるべく要望事項を挙げており、その内容は国土交通省など、中央省庁へ伝達されました。

近年は石狩湾新港地域においてLNG基地が建設され、更には平成26年からLNG火力発電所の建設工事が始まることから、重量物・危険物を積載した船舶の往来が増えており、事故やセキュリティ上の懸念が高まっております。当所としましては、同地域に繋がる海路の安全確保が、地域経済の発展を担保するものと認識し、石狩市・石狩市議会・石狩湾新港企業団地連絡協議会・石狩湾漁業協同組合・石狩観光協会と6者連名で、小樽海上保安部及び第一管区海上保安部へ、石狩湾新港への海上保安官署設置を要望しております。

平成26年から、北海道電力㈱による石狩湾新港火力発電所の建設工事が開始されました。これは石狩湾新港地域においても近年稀な大規模投資であり、その一部でも地元に還流すれば、停滞する地域経済の活性化に繋がるものと思われます。このことから、5月30日、石狩北商工会・石狩湾新港企業団地連絡協議会・石狩市建設事業協会と当所の4者連名で、同社に対して、発電所建設に伴う資機材・備品の発注や、建設労働者の消費活動における市内事業所の利用を要望いたしました。

これに呼応し、北海道電力㈱は、年が開けた1月26日、要望した4者に対し工事内容に関する説明会を開催しました。この席上、同社及び工事を請け負う各企業体は、資機材の発注等に際し、地元企業へ一定の配慮をする旨回答しております。

石狩まるごとフェスタ2014

今年で7回目となる石狩まるごとフェスタは、平成26年8月23・24日の2日間、サン・ビレッジいしかり隣特設会場にて開催しました。

平成26年は石狩湾新港開港20周年という節目の年であることから、周年記念事業の一環として行われ、同時開催した「いしかり産業見本市」と合わせて約71,000人が会場を訪れました。

まるごとフェスタ会場では、地場の特産品・うまいものを中心に販売され、昨年に引き続き行った「いしかりグルメコンテスト『石オシ!』」には、12品のエントリーがあり、来場者投票の結果、茨戸ガーデンの「ステーキ丼」が大賞を受賞しました。

また、例年行っている花火大会は、ニトリ北海道応援基金の協賛をいただき「ニトリ花火大会」として行い、約5,000発の花火が打ち上げられました。



女性会

平成26年度は、6月7日に「第4回3.11震災復興支援チャリティーダンスパーティー」を開催しました。当日は、札幌や恵庭の商工会議所女性会メンバーにお越しいただき、女性会同志の交流を深めました。

また、10月15日には、余市・小樽方面において会員研修を行い、19名が参加いたしました。研修では、余市町のニッカウヰスキー余市蒸留所や小樽運河周辺商業集積を見学し、非常に有意義な時間を過ごしました。

その他には、社会福祉協議会への雑巾の寄贈や収納セミナーなど、社会福祉事業や会員相互の親睦資質向上を目的とした講習会等を開催しております。



写真は、10月15日
開催会員研修写真

青年部

平成26年度は、例会「花川通の延伸整備計画を考える」や、石狩市内各種青年団体交流会「わかもの会」での石狩市議会議員の方をお呼びした意見交換を行うなど、市政への理解を深める意義のある活動を行いました。

その他に、石狩湾新港開港20周年記念事業「いしかり産業見本市」での出展、石狩さけまつりでの「CANCAN祭り」運営などを行い、地域振興関連事業への参加など、地域の発展に寄与しております。

また、平成27年2月に行われた「拉致問題啓発演劇」への参加・協力など、社会貢献活動へも力を入れてまいりました。

11月の常議員会にて青年部の組織強化の為、暫定定年延長が決定いたしました。上記の活動はもとより、今後の石狩の経済界を担う人材を育てるべく、日々研鑽に努めてまいります。

写真は、平成26年7月
22日(火)開催例会
「花川通の延伸整備計
画を考える」風景



平成26年度 部会活動・石狩ものづくりネットワーク事業 報告

◇工業部会・石狩ものづくりネットワーク事業

視察研修（石狩ものづくりネットワーク合同事業）
日 時 平成26年11月11日（火）～12日（水）
視察先 新潟県燕市 磨き屋シンジケートほか
参加者 10名

◇石狩ものづくりネットワーク事業

札幌商工会議所（北区・東区会員）との異業種交流会
日 時 平成26年11月18日（火）
会 場 札幌サンプラザ
参加者 12名

◇工業部会 意見交換交流会

日 時 平成26年12月1日（月）
会 場 賢旨
参加者 13名

◇建設業・工業部会合同開催 職長・安全衛生責任者講習

日 時 平成27年2月3日（火）～4日（水）
会 場 日立建機教習センタ北海道教習所
出席者 4事業所5名

◇商業・サービス業部会合同視察研修

日 時 平成27年3月10日（火）～11日（水）
視察先 株OcciGabi Winery、ニッカウヰスキー北海道工
場・余市蒸溜所、定山渓鶴雅リゾートスパ 森の湯
参加者 21名

◇建設業部会 いしかりリフォームフェスタ2015・春

日 時 平成27年3月14日（土）～15日（日）
会 場 花川北コミュニティセンター
出展企業数：11社
来場者数：1,200人

◇石狩ものづくりネットワーク事業

補助金セミナーおよび交流会

日 時 平成27年3月20日（金）
テーマ ①ものづくり・商業・サービス革新補助金
②地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導
入補助金
講 師 千葉経営労働事務所
中小企業診断士 千葉俊幸 氏
会 場 石狩商工会館
交流会 焼肉の大福
参加者 23名

◇建設業部会視察研修（建設業部会）

日 時 平成27年3月24（火）～25日（水）
視察先 北海道新幹線建設現場
(新函館北斗駅、函館車両基地ほか)
参加者 20名

◇建設業部会 通年事業

労務安全衛生ビデオ 無料貸出

会員交流会

平成27年2月13日（金）、石狩市民プール多目的ホールにて会員交流会を開催し、143名の会員が参加しました。

交流会では、平成26年2月以降に加入された新会員を紹介し、当日参加された新会員には、自社PRも行っていただきました。

余興では、豪華景品が当たるお楽しみ抽選会や会頭とのジャンケン大会を行い、会場内が大いに盛り上がったところでお開きとなりました。

ご参加いただきました会員の皆様、多くの協賛・景品等をご提供いただきました皆様には、心からお礼申し上げます。



優良従業員表彰

平成27年3月26日（木）、商工会館において優良従業員の表彰が行われ、会員企業に永きにわたり貢献されている従業員の皆さんを表彰しました。

《特別表彰》

伊勢運輸株 明石 裕、小林 俊雄

《30年表彰》

株石川金属製作所 川村 務
右近自動車 髙右近 法男

《20年表彰》

株石狩緑化開発 廣川 昌浩



INFORMATION

平成27年度実施 石狩商工会議所検定試験 施行期日等一覧表

検定種別	回数	検定級	施行日	募集期間
簿記	140	1~3級	H 27. 6. 14 (日)	4/20~ 5/15
	141	1~3級	H 27. 11. 15 (日)	9/24~10/16
	142	2~3級	H 28. 2. 28 (日)	1/12~ 1/29
受験料 1級：7,710円 2級：4,630円 3級：2,570円				
■お申込み・お問合せ 総務課 (TEL 72-2111)				
珠算	204	1~10級	H 27. 6. 28 (日)	4/20~ 5/28
	205	1~10級	H 27. 10. 25 (日)	8/17~ 9/24
	206	1~10級	H 28. 2. 14 (日)	12/ 7~ 1/14
受験料 1級：2,100円 2級：1,570円 3級：1,360円 4~6級：940円 7~10級：840円				
■お申込み・お問合せ 総務課 (TEL 72-2111)				
(販売士) リテールマーケティング	43	2級	H 27. 9. 26 (土)	8/10~ 9/ 4
	44	2級	H 28. 2. 17 (水)	12/14~ 1/22
	77	3級	H 28. 2. 17 (水)	12/14~ 1/22
受験料 2級：5,660円 3級：4,120円 ※販売士検定試験は、修得できる知識や実務能力をより的確に表すために「リテールマーケティング（販売士）検定試験」と名称が変更されます。 なお、合格者の称号は「販売士」のままで。 ※当商工会議所では、H27.7.11（土）第76回リテールマーケティング（販売士）3級検定試験は、実施しませんのでご注意ください。				
■お申込み・お問合せ 振興課 (TEL 72-2111)				

広報いしかり(6月号・8月号・10月号・1月号・3月号)広告掲載のご案内

当会議所では、石狩市発行の広報誌「いしかり」表紙裏面を広告スペースとして利用しています。
紙面の利用方法については、会議所事業のPRのほか、会員皆様の広告欄としてご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

- ◆サ イ ズ：縦120mm×横60mm
- ◆掲 載 料：21,600円（税込）※データ入稿の場合10,800円
(データはAdobe Illustrator形式に限ります)
- ◆申込期日： 6月号 平成27年 4月30日（木）
8月号 平成27年 6月30日（火）
10月号 平成27年 8月31日（月）
1月号 平成27年11月30日（月）
3月号 平成28年 1月29日（金）

～この広告のおすすめポイント！～

☆石狩市内全戸配布

厚田区・浜益区を含む市内全戸に配布。

☆広告効果が持続

一般的の折り込みチラシよりも媒体の生存期間が長く、広告効果が持続します。

●お問合せ 石狩商工会議所総務課 (TEL72-2111)



(※平成27年3月号です)

石狩市中小企業特別融資貸付金 利子補助金

利子補助金の申請時期です！

石狩市中小企業特別融資資金の融資を利用し、対象期間中に同制度の融資に対して支払った利子のうち融資利率の最大0.5%（平成19年4月までに融資を受けた方は2%）が補助されます。

【対象期間】

平成26年10月1日から平成27年3月31日までに同制度利用による利子を支払った方

【受付期間】

平成27年4月1日(水)～30日(木)

※期限までに必ず申請してください。

【申請方法】

申請書、請求書を提出

※用紙は、石狩市企画経済部商工労働観光課、石狩商工会議所、石狩北商工会、市内同制度取扱金融機関にあります。

石狩市HPからダウンロード可

【申込・問合せ】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

石狩市企画経済部商工労働観光課 TEL72-3166

パートタイム労働法が変わります－平成27年4月1日施行－

平成27年4月1日から、パートタイム労働法の公正な待遇を確保し、納得して働くことができようとするため、パートタイム労働法や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

■主な改正のポイントは次のとおりです

①パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大。有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合は、正社員との差別的取扱いが禁止されます。
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認めらるものであってはならない。
- ・通勤手当という名称であっても、距離や実際にかかる経費に関係なく一律の金額を支払っている場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイムの労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努めること。

②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

・パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。

・事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な整備をしなければならない。

（例）相談担当者を決めて対応させる、事業主自身が相談担当者となり対応する など

・パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」が追加されます。

※相談担当者の氏名、相談担当者の役職、相談担当部署など

③パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- ・雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる。
- ・事業主が、パートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかつたり、虚偽の報告をした場合は、20万以下の過料が処せられます。

〔問合せ〕 北海道労働局雇用均等室へ
TEL011-709-2715

平成27年4月1日より労災保険料率が変わります

労災保険率は、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害発生状況等を考慮して、事業の種類ごとに定めることとされております。

労災保険料率の設定に関する基本方針に従い、平成27年度改定のため所要の改正を行いました。

〈改正内容〉

1. 労災保険料の改定

- 一般保険料に係る保険料率について、過去3年間の災害発生状況等を考慮し、改定するとともに、あわせて一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率、海外派遣者の特別加入に係る第三種特別加入保険料率についても改定

※平均労災保険料率

平成24年度改定時 4.8／1,000 ⇒ 平成27年度改定時 4.7／1,000

2. 労務費率の改定

- 請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を改定

3. 請負金額の取扱いの改定及び労務費率の暫定措置の廃止

- 労務費率の改定に際し、請負による建設の事業に係る賃金総額の算定基礎となる請負金額は、消費税額（地方消費税額を含む）を含まないものとする。

また、労務費率に係る暫定的な取扱い（賃金金額に105／108を乗じて得た額に所定の労務費率を乗ずるとしていたもの）を廃止

■労災保険料率（単位：1／1,000） 改定された業種のみ掲載しています。

業種	労災保険率	
	(新)	(旧)
海面漁業	19	20
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	40
石灰石鉱業又はドロマイド鉱業	20	19
原油又は天然ガス鉱業	3	5.5
採石業	52	58
その他の鉱業	26	25
水力発電、ずい道等新設事業	79	89
道路新設事業	11	16
舗装工事業	9	10
舗道又は軌道新設事業	9.5	17
建築事業	11	13
機械装置の組立又は据付けの事業	6.5	7.5
その他の建設事業	17	19
繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4
木材又は木製品製造業	14	13
パルプ又は紙製造業	7	7.5
化学工業	4.5	5
ガラス又はセメント製造業	5.5	7.5
金属精錬業	7	6.5
非鉄金属精錬業	6.5	7
金属材料品製造業	5.5	7
鑄物業	18	17
輸送用機械器具製造業	4	4.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	4
その他の製造業	6.5	7
港湾貨物取扱事業	9	11
港湾荷役業	13	16
農業又は海面漁業以外の漁業	13	12
清掃、火葬又はと畜の事業	12	13
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	6.5
船舶所有者の事業	49	50

新会員さんを募集しています

お知り合い・取引先で未加入の方がおりましたら、是非ご紹介ください



こんなときは、
石狩商工会議所へどうぞ！
企業のさまざまな問題解決をお手伝いします。
お気軽にご相談ください！

融資を利用したいので相談にのってほしい…
万が一に備えた保険に加入したいな…
スキルアップの研修を受けたいけど、
受講料が…
石狩産材を使った商品、試作してみたけど…
商売やってると、いろいろ悩みが…



たとえば、こんなことやってます

マル経融資

無担保・無保証人・低金利で融資が受けられます。（当会議所の経営指導と推薦が必要）

人材育成助成金

公的機関等の研修参加費を最大40,000円助成します。（費用総額の1/2）

新商品・新技術開発支援

新商品等の開発・販路拡大に関する調査研究に対して経費の一部を助成します。

このほかにも、**異業種交流・ビジネスマッチング、金融・税務、人材育成**など、
経営支援のための各種サービス事業を行っております。皆様の企業経営に是非お役立てください。

ご加入に関するお問合せは 石狩商工会議所 振興課 まで ☎ 0133-72-2111

石狩商工会議所ホームページ お知らせ

平成27年4月1日より、単独のWEBサイトとして運営しておりましたWEBタウンいしかり（<http://i-lighthouse.jp/>）を石狩商工会議所ホームページ（<http://www.ishikari-cci.or.jp/>）に統合いたしました。

今まで、WEBタウンいしかりで発信していた情報も石狩商工会議所ホームページのサイトで最新の情報を発信していくので、引き続きご利用ください。

また、バナー広告についても（年間12,000円（税別））募集（10枠限定）しております。是非、企業PRなどにご活用ください。

◆お問合せ 石狩商工会議所総務課



 石狩商工会議所

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地

TEL (0133) 72-2111 FAX (0133) 72-2577

URL : <http://www.ishikari-cci.or.jp/>